

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したから、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年5月9日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第14号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年4月11日

甲賀市長 岩永裕貴

135,000円

(参考) 令和4年11月8日、日本六古窯サミット2022 in 信楽企画展示における借用作品の狸のやきものを甲賀市信楽町長野地先の所有者に返却する際、積載していた借用作品が傾いたことに起因する破損事故により、借用作品のしっぽ部分を損傷させたことによる損害賠償金である。

報告第4号 参考資料

議会の委任による専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように破損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概要】

令和4年11月8日、日本六古窯サミット2022 in 信楽企画展示における借用作品の狸のやきものを甲賀市信楽町長野地先の所有者に返却する際、積載していた借用作品が傾いたことに起因する破損事故により、借用作品のしっぽ部分を損傷させたことによる損害賠償金である。

【賠償金】135,000円

【示談日】令和5年4月11日

